

## 平成 19 年度返還金の回収促進策

日本学生支援機構では、平成 19 年度回収強化について、以下の方策を実施する。

### 1. 新規返還者の返還を確実にするための主な方策

新規返還者に対する確実な返還促進のための方策を実施するに当たっては、奨学生が在学する学校との連携が必要不可欠であり、在学学校の一層の理解と協力を得ながら、以下の方策を進める。

#### (1) 新規方策

リレー口座の登録時期の早期化

返還のためのリレー口座の登録時期を、従来返還誓約書提出後としていたものを返還誓約書提出時まで早期化することにより、学校との連携の下、リレー口座の全員加入を徹底する。(平成 20 年 3 月満期者から)

住所不明者防止のため住民票の提出を義務化

学校との連携の下、返還誓約書提出時に住民票を提出することを義務化することにより、返還者の住所地の把握を徹底し、適正な回収を実施する。(平成 20 年 3 月満期者から)

#### (2) 強化・拡充方策

奨学生に対する返還意識の徹底

ア 返還説明会実施の徹底及び職員派遣の拡充

各学校における返還指導ビデオ・返還説明用マニュアルを使用した返還説明会の実施について各学校へ周知徹底するとともに、各学校の延滞状況を踏まえて、返還指導のための機構職員の派遣を拡充する。

平成 19 年度は約 250 校を予定する。(平成 18 年度実績 229 校)

イ 返還促進ポスターの作成

返還の義務・重要性を周知し返還意識の高揚を図るためのポスターを作成し、返還説明会の実施時期に合わせて各学校に配付する。(平成 18 年度から新規に実施)

## ウ 採用時・継続願提出時における奨学生への返還意識の徹底

平成20年度新規採用に向け、奨学金申込に係る保証制度関連、貸与期間中の諸手続き、貸与終了時の重要事項並びに卒業後の返還の義務・重要性を含めて説明する奨学生ガイダンスビデオを作製する。(申込者対象及び新規採用奨学生対象の二部構成)

また、毎年の奨学金継続願手続き、適格認定時において、奨学生に対して返還の義務・重要性を示し、返還意識の徹底を図る。

## 奨学金継続者に対する適格認定の厳正な実施

平成18年度からの適格認定の電子情報化により、各学校における適格認定基準の運用状況をチェックできる仕組みを構築し、適格認定をより一層厳格に実施することとした。これにより、返還の意識を徹底するため、学生の人物に係る認定を行う際に返還義務を自覚していることを確認し、奨学生としてふさわしくない者の奨学金を廃止する。

平成19年度は、奨学生継続願のデータ把握・確認等の処理や学業成績等のデータ入力処理を各学校がより早期に必要な都度行えるようシステムの機能を向上させ、適格認定の厳正な実施の一層の徹底を図る。

## 2. 延滞者の回収を強化するための主な方策

事業の健全性の確保から、旧日本育英会から継承している未回収分を含め、延滞者の回収強化を図るため、以下の方策を進める。

### (1) 新規方策

#### 新たな債務者区分による返還請求の実施

適切な返還債権の管理を行い回収を向上させるため、民間基準に準拠した債権分類に基づき、債権管理に関する諸規程を整備する。これにより、新たな債務者区分による債権の管理を徹底し、これに即した返還者への請求や債権償却の手続きを実施する。

#### 延滞者に対するコンビニ等を活用した収納方式の導入

口座振替停止となった延滞者の返還の利便性を高め、回収向上に資するため、コンビニ窓口やATMによる振込サービスを活用した新たな収納方式の平成20年度導入に向けて、情報システムの構築等を行う。

## (2) 強化・拡充方策

### 延滞1年未満の初期段階の延滞者に対する電話督促の強化

毎月の口座振替において、振替不能1回から6回までの者に対して本人・連帯保証人・保証人に電話督促を行うことに加え、新たに督促により入金約束のあった者に対して振替日前に入金の確認電話を行い、確実な回収を図る。

また、口座振替停止となる延滞6ヶ月を超える者に対して、新たに派遣職員を活用した休日等における電話督促を実施し、延滞初期段階での回収強化に努める。

平成19年度の電話督促について、全体として次の件数を予定する。

電話督促件数 約124万件(平成18年度実績 約110万件)

### 延滞者への法的処理の徹底

平成17年度末における延滞1年以上の者約14万件のうち、1年内に入金のあった者及び自己破産等の債務整理中の者を除いた約10万件を法的処理の対象として、今後3年間において当機構支部との連携により集中的に実施することとし、平成19年度は次の件数を予定する。

《対象については別紙参照》

支払督促申立予告件数 約45,000件(平成18年度実績 約10,000件)

### 債権回収業者(サービサー)の活用

延滞者への電話督促や効率的な返還金回収が可能な債権に関する回収業務については、債権回収業者への外部委託を拡充する。

#### ア 延滞者に対する電話督促(再掲)

平成19年度の電話督促の委託について、次の件数を予定する。

委託対象件数 約124万件(平成18年度実績 約110万件)

#### イ 債権回収業者への回収委託

平成17・18年度の委託による回収結果では、延滞1・2年の段階のものや延滞が8年以上の長期にわたっているが入金履歴のあるものについては比較的回収がよかったこと、また委託手数料率を低減しても効率的な回収がみられたことから、平成19年度はこれらを踏まえて委託対象を拡充して回収委託を実施する。

委託対象件数 約8,000件(平成18年度実績 約7,000件)

### 住所不明者に対する住所調査の徹底

居住地を把握することにより適正な回収を実施するため、住所変更届を怠り住所不明となっている者に対する住所調査を迅速に徹底して行う。

特に、平成17年度末での住所不明者4万人のうち延滞となっている1万人に対しては、自宅・職場への電話照会、連帯保証人・保証人への電話照会及び市町村役場への照会等の住所調査を徹底して行うとともに、これらの調査結果未判明者については新たな債権管理基準に照らし対応していく。

### 延滞者の延滞事由・属性情報の把握

新規返還者における延滞者や延滞6ヶ月を超える延滞者の延滞事由・属性情報について、請求書発送時に同封する「確認票」による調査や新規返還者を対象に行う電話督促時の聞き取り調査により体系的に把握し、効率的な返還金の回収方策に役立てる。